

事業計画書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

公益社団法人前橋積善会

I 基本方針

公益社団法人前橋積善会（以下「当会」という）は、明治13年に前橋市内の僧侶を中心とする有志12名により、貧困のために苦しんでいる人々を救うことを目的に設立され、令和5年度で創立143周年を迎えました。

昭和2年4月18日には、民法第34条に基づく社団法人として設立許可を受け、昭和3年6月15日に県内初の精神科病院である厩橋病院を設立した。その後、看護学校、結核療養所である十全病院、知的障害者の救済を目的とした社会福祉法人前橋あそか会等を設立して、当会設立の理念を脈々として受け継いできました。平成20年12月1日には、公益法人制度改革関連三法の下で、特例民法法人となりました。更に、平成23年度には、公益社団法人移行認定への手続きを行い、平成24年3月21日に群馬県知事から公益社団法人の認定を受けることができました。

今年度は、前年度の事業活動を検証しながら、これまで以上に公益的な視点と更に創意工夫により、精神疾患を持つ生活困窮者を救うという慈悲と善隣の創立理念を基盤に、先哲の教えを継承し更に発展していきたいと考えます。当会は、群馬県における地域福祉医療の一翼を担う公益医療機関及び看護師養成機関として、持続可能な公益目的事業の確立のためにも、適正な運営に努めていきます。

II 事業計画

1. 公益目的事業を更に展開

公益社団法人に相応しく、当会における公益目的事業を以下の内容のとおりこれまで以上に積極的に推進します。

- (1) 社会福祉法第2条第3項第9号及び同条第2項第1号の規定に基づき、精神疾患を持つ生計困難者等の社会的弱者を救済することを目的として、無料又は低額な料金で診療を実施し、かつその受給者の掘り起こしのための普及啓発を目的とした診療の実施並びに生計困難者に対する助葬を行う事業
- (2) 看護師不足を解消する一助として、看護師を養成する看護学校運営事業
- (3) 精神疾患を持ち、かつ生計困難な者のための無料低額訪問看護サービス
- (4) 障害者総合支援法に基づく、すべての障害者のノーマライゼーションの実現に資する特定相談支援事業、一般相談支援事業及び前橋市の委託相談支援事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく、障害を有する地域住民の地域生活移行支援を促進することをもって、障害者の支援を目的とする共同生活援助（グループホーム）運営事業
- (6) その他前各項の目的を達成するために必要な事業

2. 公益目的事業の運営

(1) 無料又は低額な料金で診療を行う事業及び助葬を行う事業

無料低額診療事業の適切な運営に伴い、精神科医療の更なる充実を図ることで、患者サービスの向上、医療機能の向上を目指します。

新たに厩橋病院の理念として、「私たちは、慈悲善隣・弱者救済という開設時の精神を引き継ぎながら、患者本位で心温まる最適な医療を提供し、地域貢献に寄与します。」を掲げ、業務を推進します。

また、適正な人員配置及び諸経費の削減に努める他、特殊疾患入院施設管理加算や薬剤管理指導料、精神科急性期治療病棟入院料等の増収策に取り組み経営の安定化を進めます。

無料低額診療事業については、その案内、普及啓発を推進し、受給者拡の取組も行っていきます。

助葬事業については、啓発のためのパンフレットを、群馬県内の精神科病院・障害者施設・老人施設等に配布して助葬事業の周知を図ります。

合わせて、盂蘭盆会法要、合同慰霊法要を執り行います。

(2) 看護学校運営事業

(ア) 当会が、公益事業の一環として設置運営する看護学校であることを発信し、献身的に地域医療の一翼を担う強い志のある学生の確保に努めます。

(イ) ICT教育の充実に向け学生が学べる学習環境を整備します。

(ウ) 国家試験の高合格率の向上を目指した教育を行います。

(エ) 教職員の資質向上に努めます。

(オ) 事務の合理化や経費の節減等、効率的効果的な財政運営に努め、安定した学校経営に資することにより、当会の経営改善に寄与します。

(3) 訪問看護ステーション（指定居宅サービス）運営事業

精神障害者を中心とした訪問看護サービス（指定居宅サービス）事業が少ない現状の中で、無料又は低額な料金でこれを行う訪問看護ステーション事業を行います。

これにより、病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護ケアを提供することで、自立を支援します。

また、前橋市内の精神科病院、診療所、クリニック等に無料又は低額な料金での訪問看護サービスの案内を行うことで、利用者の増加を図り収益の改善を目指していきます。

(4) 相談支援事業

(ア) 障害者総合支援法及び前橋市相談支援事業実施要綱の規定に基づき、障害者

等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行なう者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護の為に必要な支援を行なう事により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るようになる事を目的に、障害福祉サービスの利用支援や虐待防止及びその早期発見の為に関係機関との連絡調整を行ない、前橋市自立支援協議会の運営にも携わる委託相談支援事業を行ないます。

委託事業として地域生活支援拠点コーディネーター業務を行います。

(イ) 障害者総合支援法に基づき、障害者等の相談に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るようにサービス等利用計画の作成や継続サービス利用支援を提供する計画相談支援を行なう指定特定相談支援事業を行ないます。

(ウ) 障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行する為の支援を行なう地域移行支援事業を行います。

また、居宅において単身で生活している障害者等を対象に24時間の連絡体制を確保・提供し、緊急時には訪問支援等を行なう地域定着支援事業を行ないます。これら二つの事業を行なう指定一般相談支援事業を行います。

(5) 共同生活援助（グループホーム）事業

障害（精神）のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場所を提供する事業。具体的には、日常生活は自立しているが単身での生活は不安があり、自宅での生活が困難で一定の支援を受けながら地域で暮らしたい方、退院後、いきなりの単身生活に不安がある方などで、共同生活を送ることが可能な方が利用する場所です。

支援内容は、介護を必要としない方に対し、家事等の日常生活上の支援を提供します。

また、日常生活上の相談支援や日中活動を支援するため、就労支援事業所等の関係機関との連絡調整も行います。

今年度は、昨年に引き続き経営を軌道に乗せるとともに、新たなグループホームの建設等を含め収益の改善を進める体制を整えていきます。

3. 収益事業の運営

(1) 自販機設置・売店等事業

厩橋病院敷地内において、自動販売機・売店を業者に委託し設置すること、患者様が入院生活に必要な衣類・タオル・紙おむつなどの日常生活用品を日額定額

制レンタルするサービスを業者委託で実施することで、患者様、その家族及び従業員の利便を図ります。

(2) 患者サービス事業

お小遣い等を預かり管理すること、他科受診への付き添いや各種手続きを代行することにより、患者様、その家族の時間や手間の負担軽減を図ります。

Ⅲ 当会の組織

1. 法人の機関設計

当会の機関は、執行、監督及び監査の3つの機関で構成し、その組織は次のとおりです。

ア 執行機関

理事会－事業計画、収支予算の議決等、当会運営に関する重要な事項を決定します。

理事－理事会を構成し、業務の執行の決定に参画します。

理事長（代表理事）－当会を代表し、業務を統括します。

専務理事－理事長とともに当会を代表し、業務を分担執行します。

イ 監督機関

社員総会－年に1回、理事会の要請に応じ、定款に規定された事項に関しその事業報告及び決算書類について審議をすることで監督機能を発揮します。

ウ 監査機関

監事－当会の財産及び業務執行並びに内部統治（ガバナンス）の状況を監査します。

2. 全体組織図

